菊川市の未来をあなたが決める

菊川市長選挙・菊川市議会議員選挙

令和7年1月29日の任期満了に伴う、菊川市長選挙および菊川市議会議員選挙が行われます。選挙は、私たちみんながより良い社会づくりに参加できるように定められた大切な権利です。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

問い合わせ　菊川市選挙管理委員会（総務課内☎35-0921）

投票日時
令和７年
１月26日（日）
午前７時
～
午後８時

●投票できる人（以下の全てを満たす人）
・平成19年1月27日以前に生まれた人（投票日に18歳以上の人）
・10月18日以前から引き続き菊川市の住民基本台帳に登録されている人
※ 投票日より前に市外へ転出した人は、投票することが出来ません。また、10月19日以降に、市外から転入してきた人は、本市の選挙人名簿に登録されないため、投票することができません。
・法律による選挙権失権者でない人

●選挙で選ばれる人　市長1人、市議会議員17人

■立候補予定者の説明会を開催します

市長選挙、または市議会議員選挙への立候補を予定している人に対する説明会を開催します。

立候補届出書類の配布や用意すべき書類の説明など、立候補する上で重要な説明会となりますので、必ず出席してください。

日　時　12月16日（月）午後2時～（受付：午後1時30分～）
会　場　プラザきくる３階会議室
内　容
・立候補届出書類の配布
・立候補届出書類の書き方や立候補届出の方法
・必要書類の説明
・選挙運動や選挙公報
・選挙公営に関する説明　など

※ 出席者は立候補予定者1人につき、2人以内でお願いします。（本人が出席できない場合は、代理可）

その他　被選挙権（市長、市議会議員に就くことのできる権利）は、公職選挙法の規定により下記のとおりです。
・市長：日本国民で年齢が満25歳以上の人
・市議会議員：日本国民で菊川市議会議員選挙の選挙権を有し、年齢が満25歳以上の人
※ 年齢は、選挙期日（令和７年１月26日）時点となります。

■みんなで徹底しよう、三ない運動

政治家（候補者など）が、選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることは、公職選挙法で禁止されています。

明るい選挙を実現するため、寄付禁止のルールを守り、「贈らない」「求めない」「受け取らない」の三ない運動を徹底しましょう。

※ 上記により処罰されると、公民権停止（選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止される）の対象となります。